

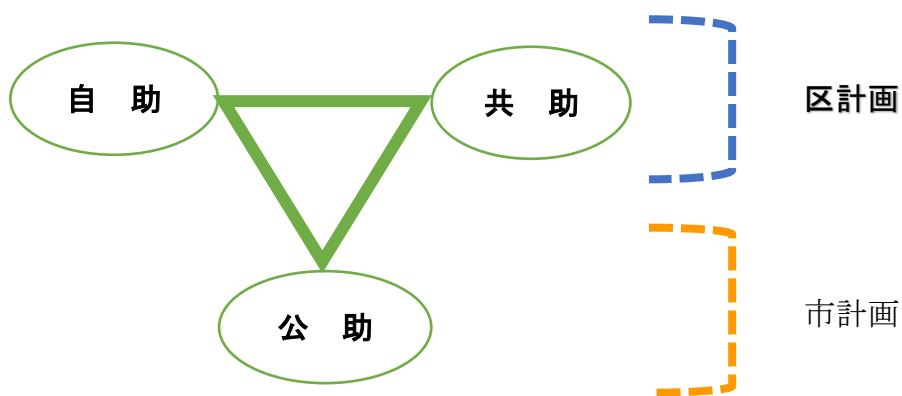
中央区支え合いのまち推進協議会について

1 中央区支え合いのまち推進計画（地域福祉計画）について

市計画：「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」

区計画：「中央区支え合いのまち推進計画（第5期中央区地域福祉計画）」

- ◆支え合いのまち千葉 推進計画は、社会福祉法の「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。千葉市では市域も広く、区によって異なる地域の実情を反映するため、区ごとに計画を策定する「区計画」と、あわせて各区の共通の基本理念や意義を持ち込んだ「市計画」の両者を策定するスタイルを取っています。
- ◆「区計画」は、主に「自助（自分のことは自分で行う）」・「共助（地域住民同士の支え合い）」を中心に計画策定を行うコンセプトになっています。そのため、計画策定にあたっては区内の地域住民や様々な地域福祉関係者の参加を得て策定しています。



- ◆この計画は平成18年度より開始されており、第3期計画からは「支え合いのまち推進計画」と名称を変更し、社会福祉協議会地区部会を各地域（地区部会エリア）の取組みを推進する中核的組織として位置づけています。

2 中央区支え合いのまち推進協議会について

中央区支え合いのまち推進協議会は、上記計画の円滑な推進を図る目的で、設置されています。同協議会は、計画の策定、取組み状況把握、地域福祉の活動団体間の情報共有や連絡調整等の役割を担っています。

- ・委員は地域住民、地域福祉活動者、社会福祉事業者等により構成。
- ・委員の任期は2年間（現任は令和9年3月31日まで）

3 第5期中央区支え合いのまち推進計画（R4年度～R8年度）について
 令和4年度から第5期計画がスタート。第5期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により策定に向けた取組が困難であったため、令和5年度に中間見直しを実施しました。

第5期中央区支え合いのまち推進計画（計画期間：R4年度～R8年度）		
R3年度	R4年度～R5年度	R6年度～R8年度
<ul style="list-style-type: none"> (1) 「区の現状」 (2) 「区の課題」 <p>柱のみを策定</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 「基本目標」 (4) 「基本方針」 	<p><第5期計画スタート></p> <p>⇒具体的な取組みの検討</p>  <p>具体的な取組みを策定</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 「施策（取組み）の方向性」 (6) 「具体的な取組み」 (7) 「重点取組項目（地区）」 <p>※R4年度～R5年度（2年間）： 第4期計画を参考に工夫しながら できることに取り組む。</p>	<p>⇒具体的な取組みの実施</p>

4 次期（第6期）支え合いのまち千葉 推進計画（千葉市地域福祉計画）について
 次期（第6期）支え合いのまち千葉 推進計画の策定に向けて、地域福祉専門分科会での協議が始まりました。夏頃に開催される今年度第1回地域福祉専門分科会の進捗状況等を踏まえて、第2回中央区支え合いのまち推進協議会を10月下旬に開催するかを判断します。

【参考】 次期計画の策定に向けたスケジュール（案）

時期	会議	備考
令和7年3月	第3回地域福祉専門分科会	方向性（素案）協議
令和7年夏頃	第1回地域福祉専門分科会	方向性（案）協議・決定
令和7年秋頃	第2回地域福祉専門分科会	骨子（素案）協議
令和7年度末	第3回地域福祉専門分科会	骨子（案）協議・決定
令和8年度	地域福祉専門分科会 (3回開催予定)	素案、原案、最終案協議 (間にパブコメ実施)